

防災不燃木材連絡協議会 会則

第1条 (名称)

この会は、防災不燃木材連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 (事務局)

本会の事務局は、幹事法人に置く事とする。

第3条 (目的)

本会は、建築・内装に木材の活用に関する活動（事業）を行うことにより、木材の利用普及・防災不燃木材の普及を目的とする。

第4条 (活動内容)

本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

- (1) 防災不燃木材業界の活性化
- (2) 防災不燃木材の認知・普及活動および紹介
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事項
- (4) 会員相互の情報交換

第5条 (会員の資格)

会員は、防災不燃木材の製造及び販売等に関する法人及び個人とする。

2 正会員は、本会の目的に賛同し、入会登録を行った法人及び個人とする。

3 特別会員は、本会の目的に賛同し、本会の目的の為に本会からの依頼で入会登録を行った公官庁や大学等、及び有識者、学識経験者とする。

4 賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会登録を行った者とする。

第6条 (入会)

会員として入会しようとする者は、入会申込書を事務局あて提出し、役員会の承認を得るものとする。

第7条 (会費)

会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員（法人）：一口につき年額50,000円
- (2) 正会員（個人）：年額13,000円
- (3) 賛助会員：一口につき年額20,000円
- (4) 正会員（法人）および賛助会員は、一口以上を納入するものとする。
- (5) 正会員の議決権は、納入口数に関わらず、1会員につき1票とする。
- (6) 複数口納入会員の特典は、別途定める。

第8条 (退会)

会員は、退会届を役員会に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 会費を1年以上納入しないとき

第9条（役員）

本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1～2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名
- (6) 参与 1名
- (7) 主査

2 幹事法人として1法人。幹事法人からは会長又は副会長を選任する。

第10条（役員の職務）

会長は、会務を総理し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、本会の事務全般を担当する。
- 4 会計は、本会の出納事務を担当する。
- 5 監事は、本会の業務及び財産の状況を監査する。
- 6 参与は、本会の特定の分野における担当をする。
- 7 主査は、プロジェクトや業務の詳細な監督・評価、WGを担当する。

第11条（役員の選任）

会長、副会長（および事務局長）の選任は、会員から立候補及び推薦された者の中から総会において選出する。

- 2 事務局長は会長が指名する。
- 3 会計は、事務局長（会長）が指名する。
- 4 監事は、全会員の中から選出する。

第12条（役員の任期）

役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第13条（役員の解任）

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) その他、解任に相当する事項が認められるとき。

第14条（総会）

本会の総会は、正会員をもって構成し、毎年1回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時総会を開催することができる。総会は、次の各号に掲げる

事項について審議し、決定する。

- (1) 会則、事業等の改廃
- (2) 事業計画並びに収支予算及び決算
- (3) 本会の解散
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) その他本会の運営に関し重要な事項

2 本会の会議は、会長が召集する。

3 総会の議長は、会長がこれに当たる。

4 本会の会議は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

第15条（役員会）

役員会は、会長、副会長、事務局長、をもって構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

第16条（事業報告書及び決算）

会長は、毎事業年度終了後6ヵ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

第17条（事業年度）

この会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第18条（会計）

本会の経費は、一般会計、特別会計をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を招集し決算報告する。

4 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

5 本会の活動（事業）に関して会員が支出する交通費は、本会の経費から支給することができる。

6 前項の交通費の支給を受けようとする者は、原則として事前に事務局へ申請し、会長の承認を得なければならない。

第19条（会員資格の抹消）

本会会員が次の各号に該当することになった場合は、運営会議の議決を経て登録を抹消することができる。

(1) 会員との連絡が取れなくなった場合

(2) 1年以上、活動実績がない場合。ただし、休会届を提出した場合は、この限りでない。

(3) 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合

第20条（会則の変更）

この会則の改正は会員がこれを発議し、総会を招集し総会出席会員の2分の1以上の賛成を必要とする。

第21条（その他）

この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付則

この会則は、平成28年6月1日から施行する。

令和元年7月5日一部改正

令和3年7月26日一部改正

令和5年6月27日一部改正

令和7年6月6日一部改正